

かながわ市民オンブズマン 広報誌 第15号

発行日：1998年10月22日

～ も く じ ～

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 「談合追放シンポジウム」
開催報告 | 4. 書評「日本を洗濯する」 |
| 2. 市民オンブズマン全国大会
参加報告（その2） | 5. かながわ市民オンブズマン
行政訴訟一覧表（住民訴訟編） |
| 3. 第4回 役員会議事報告 | 6. 学習会のお知らせ |
| | 7. 今後の予定 |

談合追放シンポジウム報告

かながわ市民オンブズマンでは、「10.9 談合追放シンポジウム」を、県民サポートセンター402号室で、10月9日午後6時30分から行なった。

当日は、シンポジウムの案内が前日の朝日新聞紙上で紹介されたこともあって、70名以上の参加者があり盛会のうちに終了した。

シンポジウムは、篠原義仁代表幹事の司会のもとで、大川隆司代表幹事と座間市の山崎芳広さん、そして鎌倉市の若松民男さんが報告を行った。（なおシンポジウムの報告にあたり、各パネリストから資料が配布されている。）

基調報告：大川隆司代表幹事

全国の市民オンブズマンは、できてから3年目までは、官官接待を扱っていた。しかし、税金の使い道の観点からとらえると、公共工事に使われる額は、国と地方あわせて50兆円と、その比ではない。そこで公共工事に使われる税金の無駄使いを追求する必要がある。

市民オンブズマンとしては、昨年の福岡全国大会、今年の大阪全国大会で公共工事の談合問題について取り上げている。

そもそも談合は、刑法上の犯罪行為である。そして、談合によって生じる税金の無駄使いは、財政問題として大きな問題である。なぜならば、自由競争によって1割価格が下がれば5兆円の節約になり、2割で10兆円の節約となる。消費税が1%で、2兆5,000億円の税収になることから、談合問題がなくなれば、消費税が必要なくなることにもつながる。

談合を防ぐための手段の一つとして、入札予定価格の事前と事後の公表がある。しかし、市町村が入札予定価格の事前と事後の公表を嫌がる理由として、議会がうるさいことも要因の一つとなっている。なぜならば、地方議会の議員が、全てとはいわないが、土建屋の利益代表になっているからである。

市民オンブズマンの役割として、談合問題を、市町村のレベルから変えていく活動が必要である。

座間市の談合問題：山崎芳広氏

談合問題を追及している山崎さんは、座間市

市議会副議長である。配布資料に基づいて説明があり、談合問題の取組みをしていけば、入札予定価格に対する落札率は、下がっていくことが報告された。

特に入札予定価格の公表が大切であり、入札最低制限価格が撤廃されて、談合に参加しない人がでると、入札価格は確実に下がることが強調された。

鎌倉市の談合問題への取組み 若松民男氏

鎌倉市民オンブズマンによる談合問題への取組みについて、事務局の若松さんから報告があった。

報告のなかで、市民オンブズマンに寄せられる談合情報は多くなっているが、匿名での談合情報は信用できないとする市会議員がいるなど、談合問題に対する議員の認識について問題を投げかけた。

また、鎌倉市の財政問題からみても、談合を止めさせないと大変なことになるとの指摘もなされた。

会場からの意見など

以上のような報告を受けて、会場からの発言を求めた。そのうち、いくつかの意見を紹介する。

- 予定価格を設定する立場にいた人からの発言として、民間と役所では、積算価格が役所の方が高い。だから談合がなくなる。
- 積算単価として利用される建設物価版に掲載されている価格では、民間企業は高すぎて仕事をくれないが、公共工事は、下請や孫請けに出しても利益が出る構造になっていることに問題がある。
- 座間市のように、競争で入札価格が60%近く安くなるということは、積算は何だったのか、そもそも積算価格が高すぎるのではないか。
- 青葉区在住で、元建設業に勤務していた人からは、横浜市北部方面斎場新築工事で、当初68億1,300万円で落札した韓国の三星グループが辞退して、2番目の清水・東急グループが入ってきたのは、東急沿線ということで、東急が入り込んできたのではないか。

積算の問題に関して、大川代表幹事から次の

ような指摘があった。公共工事の積算が高いというのは、経団連の意見にもなっている。例えば、建築の積算で、公共工事を100%とすると、民間は60%で行われており、40%近い乖離がある。そもそも積算単価の元となる物価版は、官庁の外郭団体が作成していて、実勢価格となっていない。結局、高い値段で工事が行なわれ、納税者だけが損をすることになる。改善策として、詳しく積算内訳を公表させ、業者から実勢価格をとって検証していく必要がある。

さらに討論は続き、役所の建設部に在籍して公共工事を担当していた元職員からは、公共工事の積算を民間に任せている実態が報告された。また入札最低制限価格を設定しないと工事の質が低下するといわれているが、仕様書の内容をきちんとチェックすれば、大丈夫であるとの意見が出された。

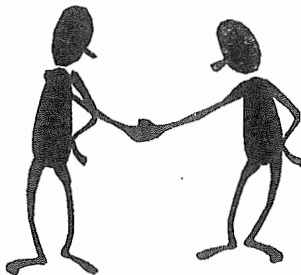
また、公共工事を発注するトップにいた人から、安く発注できないのは、国の指導によるとの指摘もなされた。すなわち、建設省は、「安い価格で発注するな」という通達を出しており、国の情報公開が非常に重要であるとの指摘もあった。

これらの議論を踏まえ、大川代表幹事から、入札予定価格の公表をしていない市町村に対して、情報公開条例を使って一斉に公開させる運動に取り組むことが提起され、具体的に公開請求する人の氏名が確認された。

最後に、司会の篠原代表幹事より、情報公開が非常に大切であり、談合問題について、「地域から国に攻め上がろう!」というまとめの言葉があり、シンポジウムは幕を閉じた。

なお、座間市の詳しい話を聞きたい方は、山崎さんの自宅(0462-54-3666)まで連絡してください。

(益子良一 記)



市民オンブズマン 全国大会に参加して

第五分科会「市民オンブズマンの進め方」では三つのオンブズマン活動が報告された。

(1) 「広島市民オンブズマン」

740 名、全国一の会員数を誇る。年間会費 1,000 円。10,000 人の会員を旨ざすとしている。代表者は弁護士でオンブズマン活動の本を書き、また各種大会に講師出演、テレビ出演など活発な広報活動を行っている。これが会員拡大の大きな原動力となっており、新聞、テレビでの報道の重要性を示唆している。

(情報公開請求 75 件、住民監査請求 4 件、住民訴訟 1 件。)

(2) 「大阪府大阪市」の一人オンブズマン

一人でオンブズマン活動を始めた二十代後半の塾講師の奮闘記。オンブズマン活動はやろうと思えば一人ででも出来ることを証明したケース。

しかし、このままの形態で 5 年先、10 年先にも活動が続けられているだろうか。個人ではいつか意欲が落ち込むこともあるし、万一事故に合わないとも限らない。組織化が今後最大の課題だろうと思われた。

(情報公開請求 1 件)

(3) 「名古屋市民オンブズマン」とタイアップグループ

組織としてオンブズマンは 12 名(うち弁護士 11 名)からなる訴訟担当グループである。これを取りまいて情報公開請求とその分析を専らとする約 150 名のタイアップグループがある。

インターネットのホームページを見た人が入会してくるので、とくに会員増強の必要性も感じないし、議論にもならないという。

(情報公開請求約 500 件、住民監査請求 19 件、住民訴訟 20 件。)

これらの報告とそれに続く討論から次の三つのヒントや教訓を得た。

オンブズマン活動は、少数の意識の高い、あるいは熱心な人たちによる運動なのか、それとも幅広い市民活動を目指すものなのか。これは私がいつも疑問に思っていた点である。

名古屋のタイアップ形式は、仙台オンブズマンの流れを汲むものであるが、これがいわば第三の道を示してくれた。

仙台ではオンブズマンは 20 名に限定しており、活動に疲れた選手がベンチに引き上げると、すぐに代打がタイアップグループから出るという。われわれが直ぐに真似は出来ないが、一つの目標にして良いだろう。代表幹事は毎年交代するというから、すばらしく層の厚い人材を抱えているのである。

活動では常に本来の目的「地方自治体の行政を監視し不正、不当な行為を正す」ことを忘れてはならない。活動の成果を比較するのは難しいことだが、監査請求件数、住民訴訟件数は一応の指標になるだろう。

マスメディアに乗ることは会員獲得の強力な手段であり、また確かに不正防止に資する面はあるが、活動の本道はやはり情報公開請求、住民監査請求、住民訴訟だろう。オンブズマンが歩むのはラッキーなスターへの花道ではなく、地味で苦勞の多い坂道なのだ。

ホームページを見て会員が入るとの話は私には衝撃的だった。当然に若い会員が多いだろう。全国大会を終えてから、自宅に帰ったのが 8 月 25 日。29 日に秋葉原でパソコンを購入した。村上英吾さんと折井久彦さんのご指導で「かわさき市民オンブズマン」会報 7 号を編集し、それがホームページに載ったのは 10 月 6 日だった。

かわさき市民オンブズマン
事務局長 黒田達郎

第4回 役員会議事報告

記録 森田明

日時 平成10年10月9日 18:00~18:30

場所 県民サポートセンター（横浜駅西口）

<議事内容>

活動報告

①9.13学習会の報告

森田事務局長が情報公開制度について話した。

参加者マスコミ含め30名弱、資料の整理不十分等、準備不足で反省点多い。

次回は11月21日 午後1時30分から

石川町のLプラザ 住民監査請求がテーマ

その次は1月30日 午後1時30分から

②薬害オンブズパースンからの依頼

効果のない薬について、公立病院での入荷状況を公開請求し、可能なところでは監査請求、住民訴訟を提起する。当面、神奈川県内で可能なところで公開請求をすることに。

③盗聴問題監査請求

8.14 却下で監査請求は終わったが、監査手続記録の公開請求をしたところ警官名（返還した人の名）が非公開となった。不服申立てをすることに。

④市議の野球大会

各県選抜チームで関東大会を行なうとのこと。神奈川からは川崎市が出場するという。かわさきのオンブズマンで対応を。

なお、横浜市については市議の野球に対する補助金を調査中。

⑤横浜市情報公開条例改正について

審査会の中間報告に対して、よこはま市民オンブズマンと連名で意見書を出す。再度の意見陳述も求める。

役員会日程

原則として、第2金曜日 午後6時30分から、県民サポートセンターで行なう。

11月13日、12月11日

地方開催・・・1月13日（水）は鎌倉で行なう。

書評 「日本を洗濯する」

全国市民オンブズマン連絡会議編

本書は、全国市民オンブズマン連絡会議が1994年に結成されて以来の四年ほどの活動をまとめたものである。副題は「自治体を市民の手に取り戻す方法」とされ、本題ともども編者達の気概が伝わってくる。ちなみに、「日本を洗濯する」というタイトルは、坂本竜馬が姉に当てた手紙の一節をもじったものであるという。

内容は、市民オンブズマンの活動が、「交際費」から「食糧費」、更にはカラ出張や公共工事をめぐる談合の解明、情報公開ランキング調査などへと広がっていく過程を、各地の活動報告と全国連絡会議による都道府県間比較などを交えながら描いたものである。情報公開を通して浮き彫りにされた「自治体」の腐敗ぶりにはあらためて腹が立つが、各地のオンブズマンの追求によって、行政の汚点が少しずつ洗濯されていくのを読むのは痛快である。

もちろん、まだまだ課題は多い。事実、本書の中でもいくつかの具体的な課題が述べられている。しかし、各地のオンブズ活動が明らかにしてきたことは、著者の一人が指摘するとおり、行政を住民の手に取り戻すためには、我々自身が「洗濯男・洗濯女」として「自治体」にコミットしなければならないという点であろう。本書を読んで、この点を再確認するのも悪くはないのではないかな。

[教育史料出版会・1998年・269頁]

(村上 記)

なお、この本は、かながわ市民オンブズマン事務局にて 1,700 円で手に入れることができます。
(定価は 1,700 円+税)

かながわ市民オンブズマン行政訴訟一覧表（その1）

1998 年 10 月 9 日現在

事件名	係属裁判所・当事者	事件の概要	進行状況
下水道談合事件 (損害賠償請求)	横浜地裁 1 民 原告：益子良一 被告：日立製作所 ほか	横浜ほか 5 市が日本下水同事業団に委託した下水処理上の電気設備工事について、大手電気メーカー 9 社が談合して受注価格をつり上げた。適正価格との差額にあたる損害を 6 市の住民が各市に代位してメーカーと事業団に賠償請求。	申立期間の問題を事実上クリアーし、談合の実態や損害の程度などの審理に入ろうとしている。 被告側は申立期間問題について裁判を求めることに固執。
水道メーター 談合事件 (損害賠償請求)	横浜地裁 1 民 原告：かながわ市民 オンブズマンほか 被告：金門製作所	県と横浜・川崎両市が購入した水道メーターについて、指名業者が談合して納入価格をつり上げた。適正価格との差額にあたる損害を県と 2 市に代位して業者に賠償請求。	申立期間の問題、オンブズマンの原告適格などの前提問題が未決着。
葉山町 公共下水道事件 (公金支出差止 と損害賠償請求)	横浜地裁 1 民 原告：佐藤尚正ほか 被告：葉山町長ほか	生活廃水処理する施設として合併処理浄化槽は公共下水道よりはるかに安く（約 10 分の 1）、性能も劣らないのに、その比較検討をせず下水道事業を推進するのは税金のムダ遣いである。 事業のための公金支出の差止、および既支出分の損害賠償請求。	被告側が主張を整理中。
縦貫道汚職 土地私下事件 (原状回復請求)	横浜地裁 1 民 原告：かわさき市民 オンブズマン 被告：三田工業(株)	川崎市建設局の次長が縦貫道予定地上の建物の借家人から 1,850 万円のワイロを受取り、その見返りに私有地などを安く払下げた。ワイロと実質的に対価関係に立つ契約は公序良俗違反であるから原状回復(所有権移転登記の抹消)を請求。	刑事確定記録の写しが入手できたので、ワイロと契約の関連性について原告側が主張整理中
保養所用地 買受差止事件 (公金支出差止)	横浜地裁 1 民 原告：かわさき市民 オンブズマン 被告：川崎市長	川崎市土地開発公社が、川崎市の依頼により静岡県伊豆町の土地約 89,000 m ² を保養所用地として 6 億円余りの高価で購入した。川崎市は 3 年以内に金利を含めた金額でこの土地を買い取る予定だが、税金のムダ使いなので買取りのための公金支出の差止を請求。	次回(第 3 回)期日までに原告側の主張の補充(被告の主張への全面的反論を含む)。
茅ヶ崎 職員派遣事件 (損害賠償 不当利得請求)	東京高裁 3 民 原告：戸所慶造ほか 被告：茅ヶ崎商工会 議所	茅ヶ崎市が部長クラスの職員を茅ヶ崎商工会議所の専務理事に送込み、給料を市で負担。市の事務に従事しない者に対する給料の支払いは違法なので、市長個人に対し給料相当額の損害賠償請求。商議所に対し不当利益返還請求。	一審勝訴、二審敗訴、上告審で破棄差戻後の第二審。双方主張の補充中。
座間市談合事件 (損害賠償請求 第 1 次)	横浜地裁 1 民 原告：山崎芳広 被告：前里興業ほか	座間市が発注した市道 53 号線改良工事の入札で指名業者 9 社が談合。略式命令で関係者全員の有罪確定。9 社に対し損害額 870 万円を損害賠償請求。	提訴直前。

事務局からのお知らせ

前号郵送時に、まだ継続手続きが済んでいない会員の皆様に会費振込用紙とアンケートの葉書をお送りしたところ、多くの方が継続手続きをしてくださいました。どうもありがとうございました。

ただ、アンケート葉書のうち、退会を希望された方の一部にお名前の記入がありません。お心当たりのある方で、退会するので会報の送付は今後必要ないという場合は、事務局までご一報いただけると助かります。

TEL: 664-7825 (木曜午後)

FAX: 664-7822 (随時)

学習会のご案内

下記の通り、学習会を開催します。奮ってご参加ください。

記

テーマ: 住民監査請求

と き: 11月21日(土) 13:30~16:00

ところ: 石川町 Lプラザ
(4F第5会議室)

くわしくは、別添チラシをご参照下さい。

以上

今後の予定

11月4日(水) / 11:15~

- ・ 保養所用地買受差止防止
~ 公金支出差止請求 ~
(於 横浜地裁 1 民)

11月13日(金) / 18:30~

- ・ かながわ市民オンブズマン 役員会
(於 県民サポートセンター)
どなたでも参加できます。

11月16日(月) / 13:10~

- ・ 土地開発公社保有地等情報公開請求
(於 横浜地裁 1 民)

11月16日(月) / 13:30~

- ・ 水道メーター談合事件
~ 損害賠償請求 ~
(於 横浜地裁 1 民)

11月25日(水) / 13:10~

- ・ 議員野球大会参加者名簿公開請求
(於 横浜地裁 1 民)

11月30日(月) / 13:15~

- ・ 下水道談合事件
~ 損害賠償請求 ~
(於 横浜地裁 1 民)

広報誌: 「かながわ市民オンブズマン 広報誌」第15号

<第15号の編集スタッフ>

森田明 杉本三郎 保坂希子 村上英吾

事務局: 横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6F 大川法律事務所内

(以下の時間帯には事務局員がいます)

木曜日 13:00~16:00

電話: 045-664-7825

電子メール: dcj08216@hamakko.or.jp